

令和 7 年第 9 回  
志木市農業委員会総会議事録

令和 7 年 9 月 25 日

志木市農業委員会

令和 7 年第 9 回志木市農業委員会総会日程

令和 7 年 9 月 25 日（木）午後 2 時 00 分

第 1 開会

第 2 議事録署名委員の指名

第 3 議案

- (1) 議案第 15 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- (2) 議案第 16 号 志木都市計画生産緑地地区の変更について

第 4 諸報告

- (1) 報告第 10 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る受理の決定について
- (2) 報告第 11 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- (3) 報告第 12 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

第 5 協議事項

- (1) 次回総会日程について
- (2) その他

第 6 閉会

## 《議事録令和7年第9回》

### 志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月25日（木）午後1時55分から午後2時50分

2. 開催場所 志木市役所 2階 大会議室2-1

3. 出席委員（11人）

会長 13番 田中 滿男

委員	1番	齊藤 正歳
	2番	細田 次男
	3番	細田 公雄
	4番	清水 隆司
	5番	小山 武英
	6番	三枝 将樹
	7番	金子 秀之
職務代理	9番	波澄 洋子
	10番	佐藤 浩之
	11番	志村 二美重

欠席 12番 池ノ内 善和

4. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

第4 諸報告

第5 協議事項

第6 閉会

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 渋谷 聰  
書記 大石 和

## 6. 会議の概要

### ○事務局長

定刻になりましたので、令和7年 第9回志木市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、12人中11人でございまして、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

### ○田中会長

あらためまして、令和7年第9回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

### 【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

### ○田中会長

ご異議なしと認め、3番 細田公雄委員、4番 清水隆司委員にお願いいたします。  
併せて、書記として大石主事を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

- (1) 議案第15号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
  - (2) 議案第16号 志木市都市計画生産緑地地区の変更について
- 事務局朗読をお願いいたします。

### ○大石主事 【事務局説明】

本案件は、引き続き農業経営を行っている旨についての証明です。こちらは、相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き、行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定する日までの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出こととなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。受付番号40、44番の申請人及び農地の状況につきましては、金子秀之委員に、受付番号41番の申請人及び農地の状況につきましては、清水隆司委員に、受付番号42番の申請人及び農地の状況につきましては、志村二美重委員にご同行いただいて、確認しております。この後、各委員よりご説明がございます。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第15号 受付番号40、44番「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」につきまして、金子秀之委員より説明、報告をお願いいたします。

○7番 金子秀之委員

会長の指名がありましたので、議案第15号受付番号40、44番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ●●●氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地は、27～29、32ページをお開きください。

市役所から県道を○○方面へ進み、■■■の交差点を○折、○キロほど進み、■■交差点を○折した後、○○メートル進み、○○を○折、さらに○○メートル進んだ○側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他■筆の現地を確認したところ、水稻等が栽培されており、適正に管理されておりました。以上のことから、申請者である ●●●氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしくご審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

続きまして、議案第15号 受付番号41番につきまして、清水隆司委員より説明、報告をお願いいたします。

○4番 清水隆司委員

会長の指名がありましたので、議案第15号受付番号41番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ●●●氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかの証明を求めているものであります。

申請地は、30ページをお開きください。

市役所から県道を○○方面へ進み、■■■の交差点を○折、○キロほど進み、■■交差点を○折した後、○○メートル進み、○○を○折、さらに○○メートル進んだ○側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他■筆の現地を確認したところ、ネギやナス、ピーマン等が栽培されており、適正に管理されておりました。以上のことから、申請者である ●●●氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしくご審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

続きまして、議案第15号 受付番号42番につきまして、志村二美重委員より説明、報告をお願いいたします。

○11番 志村二美重委員

会長の指名がありましたので、議案第15号受付番号42番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ●●●氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けたに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地は、31ページをお開きください。

市役所から県道を○○方面へ進み、■■■の交差点を○折、○キロほど進み、■■交差点を○折した後、○○メートル進み、○○を○折、さらに○○メートル進んだ○側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である ■■■■丁目■■■■他■筆の現地を確認したところ、水稻やイチゴ、スイカ等が栽培されており、適正に管理されておりました。以上のことから、申請者である ●●●氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしくご審議をお願いいたします

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第15号受付番号40～42、44番について質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行ないます。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、  
賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、

議案第15号受付番号40～42、44番は可決されました。ありがとうございました。

続きまして議案第16号について、事務局より説明を求めます。

○大石主事 【事務局説明】

本案件は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除による都市計画生産緑地地区の変更につきまして、都市計画課より令和7年9月3日に協議の依頼があったものでございます。詳細は、4ページから23ページになります。5ページをご参照ください。

第31-2号、第43-2号、第94号、第130号、第131号、第154号につきましては、地区の一部について生産緑地が解除された箇所でございます。第146号、第162号につきましては、買い取り手がなく生産緑地が解除され、地区の廃止とされた箇所でございます。

ご確認等、よろしくお願ひ致します。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第16号について、質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

議案第16号『志木都市計画生産緑地地区の変更について』、

賛成の方の挙手を求めます。

(賛成の委員、挙手)

○田中会長

賛成多数ですので、議案第16号は、可決されました。

ありがとうございました。

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

- (1) 報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る受理の決定について
- (2) 報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- (3) 報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、報告第10号受付番号1番につきまして志村二美重委員の報告を求めます。

○11番 志村二美重 委員

会長の指名がありましたので、報告第10号 受付番号1番について、説明、報告を行います。

資料は、33ページをご参照ください。

市役所から県道を○○方面へ○○m進み、○○交差点を■折、○○m進み○○交差点を■折、○○m進んだ■側の農地が申請地となります。

今回、■■■氏が亡くなったことに伴い▲▲▲氏に対して相続が発生したものであります。また、申請者である▲▲▲氏は、■■■氏の生前から農業経営を行っており、何ら問題ないことを報告します。

以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。

続きまして、報告第11号受付番号9番につきまして志村二美重委員の報告を求めます。

○11番 志村二美重 委員

会長の指名がありましたので、報告第11号 受付番号9番について、説明、報告を行います。

資料は、34ページをご参照ください。

申請地は、市役所から県道を●●●方面へ進み、○○交差点を○折、●●mほど進んだ、□□交差点を◇折、◇◇交差点先の交差点を△折、☆側の農地が申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しております、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。

続きまして、報告第11号受付番号10番につきまして三枝将樹委員の報告を求めます。

○6番 三枝将樹 委員

会長の指名がありましたので、報告第11号 受付番号10番について、説明、報告を行います。

資料は、35ページをご参照ください。

申請地は、市役所から県道を●●●方面へ進み、○○交差点を○折、●●mほど進んだ、□□交差点を◇折、◇◇交差点先の交差点を△折、☆側の農地が申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しております、今回の農地転用において、近隣の農地へ

迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。  
以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。

続きまして、報告第11号受付番号11番につきまして細田次男委員の報告を求めます。

○2番 細田次男 委員

会長の指名がありましたので、報告第11号 受付番号11番について、説明、  
報告を行います。

資料は、36ページをご参照ください。

申請地は、市役所から県道を●●●方面へ進み、○○交差点を○折、●●mほど進んだ、□□  
交差点を△折、△△交差点先の交差点を△折、☆側の農地が申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しております、今回の農地転用において、近隣の農地へ  
迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。

続きまして、報告第11号受付番号12番につきましては私、田中より報告いたします。

資料は、37ページをご参照ください。

申請地は、市役所から県道を●●●方面へ進み、○○交差点を○折、●●mほど進んだ、□□  
交差点を△折、△△交差点先の交差点を△折、☆側の農地が申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しております、今回の農地転用において、近隣の農地へ  
迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

続きまして、報告第12号受付番号9～11番につきましても私、田中より報告いたします。

資料は、38ページから40ページをご参照ください。

申請地は、市役所から県道を●●●方面へ進み、○○交差点を○折、●●mほど進んだ、□□  
交差点を△折、△△交差点先の交差点を△折、☆側の農地が申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しております、今回の農地転用において、近隣の農地へ  
迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

○田中会長

ただいまの報告第10～12号について、質問等がございましたらお願いいいたします。

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。  
協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、

令和7年10月1日 水曜日、午前10時50分、志木市役所2階 大会議室3-3で行う  
予定でございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、令和7年10月1日 水曜日、午前10時50分ということでよろしくお願ひいたします。

続きまして、

(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何もないようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局 渋谷事務局長【事務局説明】

それでは、事務局より、連絡させていただきます。

- ① 改選にかかる臨時総会について
- ② 農地パトロールについて
- ③ 産業祭実行委員会について
- ④ 地域計画協議の場について

以上でございます。

○田中会長

以上をもちまして、令和7年第9回農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました

### 議 事 錄 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和7年9月25日

志木市農業委員会議長 田中 滿男

3 番 細田 公雄

4 番 清水 隆司